

# 第3期三条市障がい福祉計画（案）

平成24年3月

三 条 市

## 第3期三条市障がい福祉計画 目次

### I 障がい福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と法的根拠	2
2 計画の期間と見直しについて	3
3 障がい者を取り巻く状況と課題	3

### II 障がい福祉計画の基本的な考え方

1 基本理念	6
2 計画策定の基本方針（第3期）	7
3 基本目標	8
4 数値目標	10

### III サービス提供体制の整備

1 障がい福祉サービス	13
2 地域生活支援事業	20
3 自立支援協議会とその在り方	28

### IV サービス見込量（再掲）

1 障がい福祉サービス	30
2 地域生活支援事業	32

### 資料編

1 障がい福祉サービス一覧	35
2 地域生活支援事業一覧	38
3 三条市地域自立支援協議会設置要綱	40
4 三条市地域自立支援協議会委員名簿	42

#### 「障がい」の表記方法について

障害の「害」の字の表記については、否定的で負のイメージがあることから、法律名、団体名などの固有名詞を除き、「障がい」と平仮名で表記することとします。

# I 障がい福祉計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨と法的根拠

三条市障がい福祉計画（以下「計画」といいます。）は、障害者自立支援法第 88 条に基づく計画で、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、サービスの確保と提供基盤の整備、障がい者の就労支援の強化等に関する計画的な取組について明らかにするため策定するものです。

第 1 期及び第 2 期計画では、国の定めた基本的な指針に基づき、障がい者の生活支援の基盤整備に関わる部分について、各年度におけるサービス量等を見込み、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成 23 年度に向け計画目標値を明らかにし、必要なサービスが提供されるよう努めてきました。

第 3 期計画は、国の定めた基本的な指針に基づき、平成 26 年度を目標とするものですが、計画期間の途中において、障害者自立支援法に代わる（仮称）障害者総合福祉法が制定された場合に、計画見直しとなる可能性があること等を踏まえ、計画策定にあたっての基本的な考え方は、第 2 期計画の考え方を継承するものとします。

このようなことから、第 2 期計画の実施状況や地域のニーズを踏まえ、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理しつつ、サービスの基盤整備への取組を推進するため、「さんじょう障がい者プラン 2007」との整合を図りながら策定するものです。

## 2 計画の期間と見直しについて

本計画は、国が定める基本指針や第1期及び第2期計画の実績及び本市の実情を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの3年間の計画を策定するものです。

また、本計画は、最終年度である平成26年度中に見直しを行い、平成27年度からの次期計画を策定します。

なお、本計画の期間中に法令等の改正が行われた場合等においても、必要に応じ見直しを行うこととします。

## 3 障がい者を取り巻く状況と課題

### 〔障がい者を取り巻く状況〕

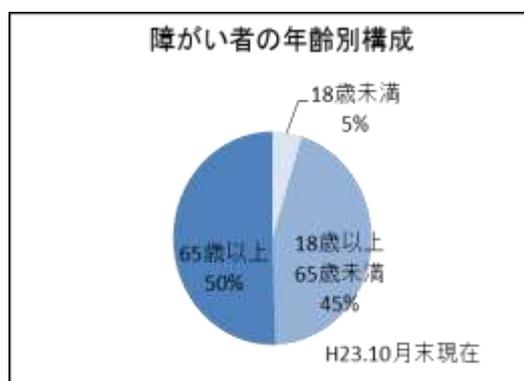
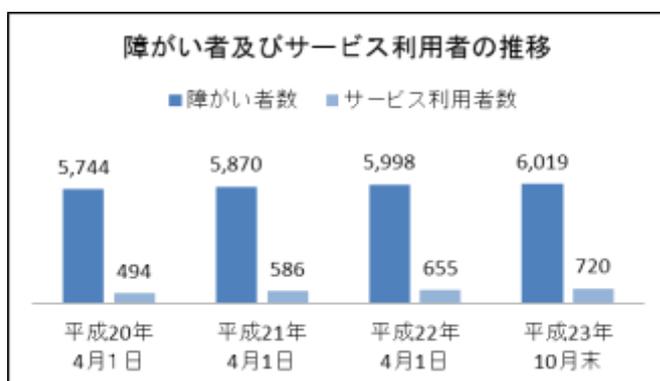
#### (1) 障がい者及び障がい福祉サービス利用者が増加傾向

本市の平成23年10月末現在の身体障害者手帳所持者数は3,888人、療育手帳（知的障がい者）の所持者数は760人、精神保健福祉手帳所持者数は360人で、平成20年度と比較して、手帳所持者全体で3.7%増加しています。

また、精神障がい者の場合、手帳所持者以外に自立支援医療（精神通院）の受給者がおり、平成23年10月末現在の受給者は1,011人で、平成20年度と比較して、10.6%増加しています。

障がい福祉サービスの利用も、サービス全体の利用が、平成20年度と比較して46%伸びています。相談支援事業の普及、障がい者の高齢化による障がいの重度化及び介護する保護者の高齢化などが利用増加の要因と推測され、今後も増加が見込まれます。

年齢別では、手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）の受給者全体で、50%を65歳以上が占めており、障がい者の高齢化が進んでいます。



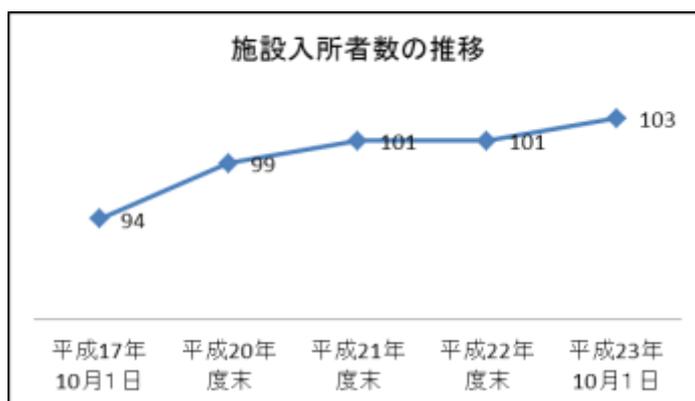
障がい者数：手帳所持者及び自立支援（精神通院）受給者数の計  
サービス利用者数：サービス単位の延利用者数の計（月平均数）

## (2) 施設入所のニーズが変わらず高い

本市の施設入所者数は、平成17年10月1日現在では94人でした。

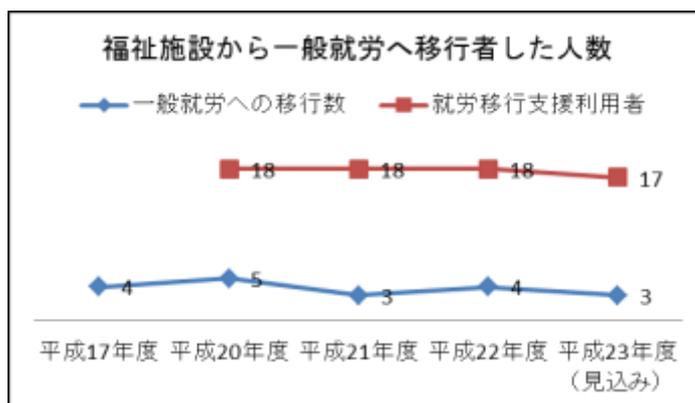
その後、グループホーム及びケアホームなどを利用して、10人が地域移行しましたが、入所施設に対するニーズは高く、待機者などの新たな入所で、平成23年10月末時点で、施設入所者数は103人と増加しています。

また、施設入所を希望している待機者が12人います。



## (3) 障がい者の一般就労移行者が少ない

平成18年度から平成23年度（平成23年度は見込み）の間で、一般就労へ移行した人数は26人、年平均では4.3人という状況で、福祉施設で就労移行支援事業などを利用して、雇用にされる人数はわずかで、一般就労への移行者が依然少ない状況にあります。



## (4) 障害者制度改革推進の動き

障害者権利条約の採択（平成18年）と発効（平成20年）を受け、条約批准及び締約に必要な国内法の整備をはじめとする障がいのある人に係る制度の集中的な改革に取り組むため、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」（以下「本部」といいます。）が内閣府に設置されました。本部のもとに開催される「障がい者制度改革推進会議」（以下「推進会議」といいます。）における議論を踏まえ、平成22年6月7日に障がい者制度改革の基本的な方向が第一次意見としてまとめられたことを受けて、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が同月29日に閣議決定されました。

そこでは、横断的課題における改革の基本的方向性や今後の進め方として、障害者基本法の抜本的改正、障がいを理由とする差別の禁止法（仮称）等の制定、及び障害者総合福祉法（仮称）の制定が示されました。

それを受けて、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討

を踏まえ障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(以下「つなぎ法」といいます。)が制定され、制度の谷間を生まず、障がい者が地域で自立した生活を営むことができる制度の構築を目的とした「(仮称)障害者総合福祉法」の制定までのつなぎ法として障害者自立支援法の改正が行われました。

また、同月に障がい者制度改革の推進のための第二次意見が推進会議でまとめられ、「障害者基本法の改正に関する法律案を提出すべき」との方針に沿い、平成23年8月に障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に個性と人格を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした障害者基本法の一部改正が行われました。

今後、平成25年に「障害者総合福祉法(仮称)」の制定や障がいを理由とする差別の禁止に関する法律の制定に向けて加速するものと考えられます。

## 〔状況から見える課題〕

### (1) 高齢化への対応

- 障がい者、介護者の高齢化で、今後単身世帯などの増加が見込まれる中、その支援体制の構築が求められています。
- 施設入所者の高齢化に伴い、医療的行為が必要になるなど施設での対応が困難になってきています。

### (2) 障がい福祉サービスの提供体制

- 身体障がい者を受け入れできるようなバリアフリー化に対応した施設や専門知識のある人材が必要になってきています。
- 福祉的就労で得られる作業工賃について、障がい者がより経済的に自立するためには、その水準を更に引き上げていく必要があります。

### (3) 市民・企業等の障がいに対する認識

- 地域で障がい者を受け入れるという更なる理解促進が求められます。
- 企業の障がい者雇用が進んでいません。

### (4) 障がい者とその家族等の意識等

- 障がい者・保護者に対する地域移行に向けた情報提供や相談支援体制の整備が求められます。
- 保護者が高齢化、あるいは介護・養育力が低下した場合などにおいて、家族を含めて支援を必要とするケースが増えてきています。

## Ⅱ 障がい福祉計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画の策定に当たっては、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次の点に配慮します。

#### (1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、その自立と社会参加を実現できるよう、障がい福祉サービスや相談支援事業、地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 実施主体の統一と三障がいにかかる制度の一元化

障がい福祉サービスの実施主体が市へ統一されたことや、障がい種別ごとに分かれていた制度の一元化を踏まえ、より地域の実態把握に努め、社会資源を有効に活用しながら障がい福祉サービスの充実を図ります。

#### (3) 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者などの生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を十分に活用し、その支援体制の整備を進めます。

## 2 計画策定の基本方針（第3期）

---

本市の障がい者を取り巻く状況とその背景にある課題を踏まえ、その課題解決に向けて本計画（第3期）では、法人・関係機関と連携し、次の点を重点的に取り組んでいきます。

### 〔重点取組事項〕

#### （1） 高齢化等に対応したサービス提供の体制づくり

地域自立支援協議会を中心として、障がい者や障がい者を介護する家族等の高齢化、あるいは養育能力が低下した家族に対応した支援や地域資源のあり方について、新法制定を踏まえ、法人・関係機関の協調連携を図りながら、具体的な対応策及び体制づくりを構築し、方向性を見出していきます。

#### （2） 効率的なサービス提供体制の促進

平成 24 年度に障がい者拠点施設が開設されることを機に、相談支援体制の一元化をはじめ、法人同士が連携することで、より効率的なサービス提供となるよう連携機能の更なる強化を図ります。

そして、障がい者自身やその保護者等に必要な情報が確実に届き、必要なサービスに結び付けられるよう相談支援体制の構築に取り組みます。

#### （3） 自立の促進

施設での作業・生活訓練を通して、より達成感・充実感を得られるよう、工賃アップを目指した取組などを支援するとともに、障がい者の一般就労を促進するため、関係機関と連携し、企業に対する障がい者雇用に関する啓発活動を促進します。

#### （4） 地域の理解と地域社会への参加の促進

障がい者に対する地域の理解を更に促進するとともに、障がい者自身が積極的に社会参加できるような動機付けと交流活動の場づくりなどの環境整備の促進を図ります。

### 3 基本目標

---

本計画は、障害者自立支援法に基づく新制度で必要とされる障がい福祉サービスの見込量やそのサービスを提供するための基盤整備の方策を具体的に示すものですが、次の基本目標を踏まえて数値などを設定し、施策の展開に当たっては、第2期を基本としつつ、第3期での重点取組事項を盛り込み、計画的に着実な推進を図ります。

#### 目標1 ニーズに応じ、サービス提供体制の整備を進めます

- 自立支援協議会を中心として、障がい者・介護する家族等の高齢化に対応した支援の在り方について新法制定を踏まえ、具体的な対応策及び体制づくりを早急に構築すると共に、法人、関係機関と連携を図ります。
- 障がい者拠点施設が開設することを機に、相談支援の一元化をはじめ、他の法人と連携することで、より効率的なサービス提供となるよう連携機能の更なる強化を図ります。
- 障がい者拠点施設での新たなサービス提供により、既存の日中活動系サービス提供体制の更なる充実を図ります。
- 地域生活支援事業（日中一時支援・移動支援事業等）のサービス提供事業者の充実を図ります。
- 訪問系サービス提供事業者の新たな参入を促進します。

#### 目標2 施設入所・入院からの地域生活への移行を推進します

- 地域における居住の場（グループホーム、ケアホーム）の設置を促進します。
- 訪問系サービスや日中活動系サービス提供事業者の充実を図ります。

### 目標3 福祉的就労から一般就労への移行を推進します

- ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等と連携した障がい者雇用に対する啓発活動を促進します。
- 一般就労を継続できるように、障がい者就業・生活支援センターが行うジョブコーチの利用を促進します。

### 目標4 相談支援体制を充実・強化します

- 障がい者自身やその保護者等に、必要な情報が確実に届き、必要なサービスに結び付けられるよう相談支援体制を構築します。
- 法改正に伴い指定相談支援事業所が行う計画相談・地域移行・地域定着支援を着実に推進します。
- 基幹相談支援センター設置に向けて、関係法人と協議します。

### 目標5 自立生活と社会参加のための活動を促進します

- 障がい福祉サービス事業所等の作業工賃のアップを図るための研究、開発への取組を支援します。
- 障がい者自身の社会貢献やまちづくりに対する意識の醸成を図る活動を支援します。
- 法人・関係機関が連携し、障がい者への理解を得るための啓発活動を促進します。

## 4 数値目標

施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等を計画的に進めるため、平成26年度を目標年度として次の数値目標を設定します。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

平成 17 年 10 月以降、グループホーム及びケアホームなどを利用して、10 人が地域移行しましたが、待機者などの新たな入所により、平成 23 年 10 月時点では、施設入所者数は 103 人となり、増加する結果になりました。また、施設入所を希望している待機者が 12 人という状況です。

第 3 期では、障がい程度区分や年齢により地域移行が可能になると思われる対象者数を想定した中で、新たに 10 人（累計で 20 人）が地域移行することと入所者数を 10 人削減することを目標として設定しました。

◎【三条市の目標基準値】平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数：94 人

#### ア) 地域移行者数

##### <国の基本指針>

\* 平成 26 年度末までに、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 30% 以上が、地域生活へ移行することを基本とし、実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

##### <三条市の目標値>

\* 平成 17 年 10 月 1 日時点の 20%以上が地域生活へ移行することを目指します。

項 目		数 値	備 考
目 標 値	地域生活移行者数	20 人	第 3 期の実質移行者数：20 人－10 人＝10 人
		21.3%	20 人／目標基準値（94 人）
実 績 値		10 人	平成 23 年 10 月現在の移行者数
(平成 23 年度見込み)		10.6%	10 人／目標基準値（94 人）

#### イ) 施設入所者削減数

##### <国の基本指針>

\* 平成 26 年度末の施設入所者数を、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数から 10%以上削減することを基本として、実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

### <三条市の目標値>

\* 平成 26 年度末の施設入所者数を、平成 17 年 10 月 1 日時点と比較して 1 %以上削減することを目指します。

項 目		数 値	備 考
目 標 値	施設入所者削減数	1 人	第 3 期の実質削減数：103 人-93 人=10 人
		1.1%	1 人/目標基準値 (94 人)
	施設入所者数	93 人	平成 26 年度末
実 績 値 (平成 23 年度見込み)	施設入所者削減数	△ 9 人	目標基準値 (94 人)
		△9.6%	H23. 10. 1 現在施設入所者数 103 人

### (2) 福祉施設から一般就労への移行

第 2 期（平成 23 年度は見込み）までの一般就労移行者数は 26 人、年平均としては 4.3 人という状況であり、一般就労への移行がなかなか進まない実情があります。このことから、第 1 期、第 2 期の目標数値を継続することとし、平成 26 年度の一般就労移行者数を、目標基準値の 2 倍（8 人）を目標としました。

◎【三条市の目標基準値】平成 17 年度の福祉施設からの一般就労実績：4 人

### <国の指針>

\* 平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値を、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることを基本として、実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

### <三条市の目標値>

\* 平成 17 年度の一般就労への移行実績を基準として、一般就労への移行割合を 2 倍以上とすることを目指します。

項 目		数 値	備 考
基準となる数値	平成 17 年度の 年間一般就労移行者数	4 人	
目標値	平成 26 年度の 年間一般就労移行者数	8 人	2 倍
実績値 (平成 23 年度見込み)	平成 23 年度の 年間一般就労移行者数	3 人	

### (3) 就労移行支援事業の利用者数

これまでの各障がい福祉サービスの提供体制の実績及び今後の新規利用者数などを考慮し、平成 26 年度末の福祉施設利用者を 486 人と見込み、そのうちの就労移行支援事業の利用者数は 39 人と見込みました。

障がい者拠点施設の開設により、新たなサービスの提供や既存のサービス提供体制が拡充されることから、利用者は増加すると見込んでいますが、本市における就労移行支援事業以外のサービスの見込量を考慮して、8%を目標としました。

#### <国の基本指針>

- \* 平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、20%以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

#### <三条市の目標値>

- \* 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業所の利用者の割合を 8%以上とすることを目指します。

項 目		数 値	備 考
基準となる数値	平成 26 年度末の福祉施設利用者数 (A)	486 人	
目標値	平成 26 年度末の就労移行支援事業利用者数 (B)	39 人	
	割合 (%)	8.0%	(B) / (A)
実績値	平成 23 年 10 月末の福祉施設利用者数 (C)	325 人	
	平成 23 年 10 月末の就労移行支援事業利用者数 (D)	17 人	
	割合 (%)	5.2%	(D) / (C)

### Ⅲ サービス提供体制の整備

#### 1 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスは、個々の障がいのある方々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスです。また、介護や訓練等の支援を内容とする14種類のサービスがあり、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの3つに分類されます。

##### (1) 訪問系サービス

###### ① 見込量の設定

＜第2期計画の見込量と実績量＞

【1か月当たり】

サービスの種類		単位	年 度		
			H21	H22	H23
居宅介護	見込量	時間	1,560	1,660	1,760
		人	120	128	135
	実績量	時間	1,606	1,882	1,951
		人	113	123	129
重度訪問介護	見込量	時間	0	0	360
		人	0	0	3
	実績量	時間	0	0	0
		人	0	0	0
行動援護	見込量	時間	7	7	7
		人	1	1	1
	実績量	時間	8	8	12
		人	2	2	2
重度障がい者等包括支援	見込量	時間	0	0	180
		人	0	0	1
	実績量	時間	0	0	0
		人	0	0	0

※ 各サービスの事業内容については、本計画の最後に掲載した「資料編」をご覧ください。以下同じです。

※ 単位の「時間」とは、利用時間をいいます。以下同じです。

※ 単位の「人」とは、利用者数をいいます。以下同じです。

※ 平成 23 年度の実績量は、平成 23 年 10 月末時点での推計値です。以下同じです。

○ 居宅介護の利用者数の実績量は見込量の範囲内で推移しましたが、利用時間の実績量は、全ての年度において見込量を上回りました。その要因として、相談支援事業の普及、障がいの重度化及び介護する保護者の高齢化などで、利用が増加したものと考えられます。

○ 行動援護の実績量は、利用者数が増えたことから全ての年度において見込量を上回りました。

○ その他のサービスについては、利用実績がありませんでした。

#### <平成 24 年度から平成 26 年度までの見込量>

【1 か月当たり】

サービスの種類	単位	年 度		
		H24	H25	H26
居宅介護	時間	2,160	2,310	2,460
	人	144	154	164
重度訪問介護	時間	360	360	360
	人	3	3	3
行動援護	時間	20	20	20
	人	5	5	5
重度障がい者等包括支援	時間	180	180	180
	人	1	1	1
同行援護	時間	70	91	112
	人	10	13	16

第 3 期の見込量の設定に当たっては、今後、福祉施設入所者等の地域生活への移行や相談支援事業の普及などによる利用量の増加が見込まれることから、直近の実績量を目安に補正を行い、それを増やしていく方向で設定します。

#### ② サービス確保の方策

○ 障がい者の日常生活や通院などを支援する、訪問系サービス提供事業者の新

たな参入を促進します。

- 相談支援事業所を中心として、制度の周知に取組み、利用希望者の開拓を行います。

(2) 日中活動系サービス

① 見込量の設定

<第2期計画の見込量と実績量>

【1か月当たり】

サービスの種類		単位	年 度		
			H21	H22	H23
生活介護	見込量	人日分	680	1,660	2,610
		人	43	93	141
	実績量	人日分	422	1,450	1,888
		人	32	81	110
自立訓練（機能訓練）	見込量	人日分	10	10	10
		人	1	1	1
	実績量	人日分	0	0	0
		人	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	見込量	人日分	700	880	1,240
		人	35	44	62
	実績量	人日分	595	829	943
		人	32	43	51
就労移行支援	見込量	人日分	420	600	1,040
		人	21	30	52
	実績量	人日分	294	348	329
		人	18	18	17
就労継続支援（A型）	見込量	人日分	400	400	520
		人	20	20	26
	実績量	人日分	348	175	252
		人	22	11	15

(この表は次ページに続きます。)

## 【1か月当たり】

サービスの種類		単位	年 度		
			H21	H22	H23
就労継続支援（B型）	見込量	人日分	1,480	2,420	2,460
		人	74	121	123
	実績量	人日分	1,009	2,183	2,332
		人	65	121	132
療養介護	見込量	人分	22	23	24
	実績量	人	6	6	7
児童デイサービス	見込量	人日分	160	160	160
		人	60	60	60
	実績量	人日分	143	151	135
		人	57	68	73
短期入所（ショートステイ）	見込量	人日分	250	280	310
		人	30	33	36
	実績量	人日分	318	312	312
		人	34	32	32

※ 単位の「人日分」とは、延利用者数をいいます。以下同じです。

- 就労継続支援B型及び児童デイサービスで、利用日数が見込量の範囲内で推移している中、実利用者数は見込量を上回っていますが、利用者で、利用日数が異なることによるものです。
- 療養介護については、児童施設からの移行を見込んでいたため、実績量が見込量を大きく下回りました。
- 短期入所の利用については、見込量を実績量が上回りました。介護者の高齢化などで利用が増加したものと考えられます。
- その他のサービスについては、見込量の範囲内で推移しました。

<平成 24 年度から平成 26 年度までの見込量>

【1 か月当たり】

サービスの種類	単位	年 度		
		H24	H25	H26
生活介護	人日分	2,898	2,988	3,060
	人	161	166	170
自立訓練（機能訓練）	人日分	50	50	50
	人	5	5	5
自立訓練（生活訓練）	人日分	1,514	1,634	1,714
	人	70	76	80
就労移行支援	人日分	560	660	780
	人	28	33	39
就労継続支援（A型）	人日分	384	496	624
	人	24	31	39
就労継続支援（B型）	人日分	2,717	2,812	2,907
	人	143	148	153
療養介護	人	22	23	24
短期入所（ショートステイ）	人日分	370	390	410
	人	38	40	42

○ 第3期の見込量の設定に当たっては、今後、福祉施設入所者等の地域生活への移行や相談支援事業の普及などにより利用量の増加が見込まれます。

○ また、特別支援学校（高等部）卒業後の進路先として、毎年、新たな利用が見込まれていることから、直近の実績量を目安に補正を行い、それを増やしていく方向で設定します。

② サービス確保の方策

○ 障がい者拠点施設が開設することを機に、他の法人との更なる連携を促し、より効率的なサービス提供が図れるよう努めます。

○ 相談支援事業所を中心として、制度の周知に取組み、利用希望者の開拓を行います。

### (3) 居住系サービス

#### ① 見込量の設定

<第2期計画の見込量と実績量>

【1か月当たり】

サービスの種類		単位	年 度		
			H21	H22	H23
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	人	20	39	56
	実績量	人	14	15	17
共同生活介護 (ケアホーム)	見込量	人	9	18	36
	実績量	人	12	17	14
施設入所支援	見込量	人	13	49	94
	実績量	人	5	47	69

- 3年間で法人による整備も進んでいますが、市内のグループホーム、ケアホーム実績量が見込量を下回っています。
- 施設入所について、平成23年度の見込量と実績量に大きな差が生じていますが、新体系移行による福祉施設の移行時期（予定）の変更によるものです。

<平成24年度から平成26年度までの見込量>

【1か月当たり】

サービスの種類	単位	年 度		
		H24	H25	H26
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	人	45	55	68
施設入所支援	人	102	99	93

第3期の見込量の設定に当たっては、今後、福祉施設入所者等の地域生活への移行や相談支援事業の普及などによる利用量の増加が見込まれることから、直近の実績量を目安に補正を行い、それを増やしていく方向で設定します。

#### ② サービス確保の方策

- 地域での居住の場としてグループホームやケアホームの設置を促進します。
- 地域住民から、障がい者に対する理解を得るための啓発活動を促進します。
- 入所施設での支援を必要とする方のニーズに応えることができるよう、施設の確保に努めます。

(2) 計画相談支援・地域相談支援（地域移行・地域定着）

① 見込量の設定

<第2期計画の見込量と実績量>

【1か月当たり】

サービスの種類		単位	年 度		
			H21	H22	H23
サービス利用計画作成	見込量	人	8	8	16
	実績量	人	5	6	3

- 福祉施設入所者等の地域移行や相談支援事業の普及などにより、増加することを見込みましたが、サービス利用の対象要件が限定されていることから、あまり利用が進みませんでした。

<平成24年度から平成26年度までの見込量>

【1か月当たり】

サービスの種類	単位	年 度		
		H24	H25	H26
計画相談支援	人	41	116	195
地域相談支援（地域移行支援）	人	8	18	28
地域相談支援（地域定着支援）	人	30	43	57

第3期の見込量の策定に当たっては、平成24年4月1日の制度改正により、これまでのサービス利用計画は計画相談支援に変更になります。これにより、段階的に対象者を拡大し、平成26年度には障がい福祉サービスを利用する人全員が計画相談支援の対象となることから、今後は大幅に見込量が増加することが見込まれます。

② サービス確保の方策

- 計画相談支援の作成に当たっては、相談支援事業所との協力・連携により、対象者の円滑な計画的な拡大を図ります。

## 2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる事業です。また、日常生活や社会参加に関する支援を内容とするさまざまなサービスがあり、法により実施が定められている必須サービスと市町村が自主的に実施する任意サービスの2つに分類されます。

### (1) 必須サービス

#### ① 見込量の設定

＜第2期計画の見込量と実績量＞

【年間】

サービスの種類			単位	年 度			
				H21	H22	H23	
相談支援事業	相談支援事業	障がい者相談支援事業	見込量	箇所	5	5	5
			実績量	箇所	5	5	5
		地域自立支援協議会	見込量	箇所	1	1	1
			実績量	箇所	1	1	1
	市町村相談支援事業機能強化事業		見込量	箇所	1	1	1
			実績量	箇所	0	0	0
	住居入居等支援事業		見込量	箇所	0	0	0
			実績量	箇所	0	0	0
	成年後見制度利用支援事業		見込量	箇所	1	1	1
			実績量	箇所	1	1	1
	コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業 (設置者数)	見込量	人	1	1	1
			実績量	人	1	1	1
手話通訳者派遣事業		見込量	人	20	20	20	
		実績量	人	14	13	9	
日常生活用具 給付等事業	介護訓練支援事業	見込量	件	7	7	7	
		実績量	件	3	14	1	
	自立生活支援用具	見込量	件	13	13	13	
		実績量	件	11	12	11	
	在宅療養等支援用具	見込量	件	17	17	17	
		実績量	件	11	19	13	

(この表は次ページへ続きます。)

【年間】

サービスの種類		単位	年 度				
			H21	H22	H23		
日常生活用具 給付等事業	情報・意思疎通支援用具	見込量	件	17	17	17	
		実績量	件	11	10	11	
	排せつ管理支援用具	見込量	件	1,754	1,778	1,794	
		実績量	件	1,813	1,856	1,833	
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	件	4	4	4	
		実績量	件	3	1	3	
移動支援事業		見込量	箇所	8	8	9	
			人	55	60	65	
			延時間	3,300	3,450	3,600	
		実績量	箇所	8	8	8	
			人	65	76	80	
			延時間	3,280	4,298	4,518	
地域活動支援センター	基礎的事業（自市町村）		見込量	箇所	1	1	1
				人	10	10	10
			実績量	箇所	0	0	0
				人	0	0	0
	基礎的事業（他市町村）		見込量	箇所	0	0	0
				人	0	0	0
			実績量	箇所	0	0	0
				人	0	0	0
	機能強化事業（自市町村）		見込量	箇所	4	5	5
				人	110	138	138
			実績量	箇所	4	4	4
				人	147	119	120
機能強化事業（他市町村）		見込量	箇所	2	2	2	
			人	3	3	3	
		実績量	箇所	1	1	1	
			人	1	1	1	

※ 単位の「箇所」とは、箇所数をいいます。また、単位「件」とは、利用件数をいいます。

○ 日常生活の排せつ管理支援用具について、全ての年度で、実績量が見込量を

上回っており、紙おむつ、ストマ用装具の利用者が増加していることがわかります。

- 移動支援事業の平成 21 年度、平成 22 年度における延べ利用時間の実績量が、見込量を大きく上回っています。身体障がい者及び障がい児を中心に利用時間が伸びています。
- その他のサービスについては、比較的安定して推移しました。

<平成 24 年度から平成 26 年度までの見込量>

【年間】

サービスの種類			単位	年 度		
				H24	H25	H26
相談支援事業	相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	5	5	5
		自立支援協議会	箇所	1	1	1
	市町村相談支援事業機能強化事業		箇所	0	0	0
	住居入居等支援事業		箇所	0	0	0
	成年後見制度利用支援事業		箇所	1	1	1
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業 (設置者数)		人	1	1	1
	手話通訳者派遣事業		人	20	20	20
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援事業		件	14	14	14
	自立生活支援用具		件	12	12	12
	在宅療養等支援用具		件	19	19	19
	情報・意思疎通支援用具		件	11	11	11
	排せつ管理支援用具		件	1,921	1,955	1,989
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		件	3	3	3

(この表は次ページへ続きます。)

## 【年間】

サービスの種類		単位	年 度		
			H24	H25	H26
移動支援事業		人	82	84	87
		延時間	4,654	4,794	4,938
地域活動支援センター	基礎的事業（自市町村）	箇所	2	2	2
		人	20	20	20
	基礎的事業（他市町村）	箇所	0	0	0
		人	0	0	0
	機能強化事業（自市町村）	箇所	4	3	3
		人	120	105	105
	機能強化事業（他市町村）	箇所	2	2	2
		人	3	3	3

- 第3期の見込量の設定に当たり、移動支援事業については、増加傾向にありますが、視覚障がいのある人は、今後「同行援護サービス」への移行が見込まれることから、その利用時間を考慮して実績量を目安に補正を行い、それを増やしていく方向で設定します。
- また、その他のサービスについては、直近の実績量を目安に補正を行い、それを維持していく方向で設定します。

## ② サービス確保の方策

サービスの種類	サービス確保の方策
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障がい者自身やその保護者に、必要な情報が確実に届き、必要なサービスに結び付けられるよう「地域自立支援協議会」の機能を活用しながら相談支援体制を構築します。</li> </ul>
コミュニケーション支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■手話通訳者の派遣を委託により実施するとともに、市役所福祉課に手話通訳者を配置します。</li> </ul>
日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障がい者のニーズの把握に努め、適切な用具の給付・貸与に努めます。</li> </ul>
移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ニーズにを踏まえ、十分なサービス提供ができるよう、事業者の新たな参入を促進します。</li> </ul>
地域活動支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ニーズを踏まえ、十分なサービス提供ができるよう、事業者と連携しながら、サービス提供体制の確保に努めます。</li> </ul>

(2) 任意サービス

① 見込量の設定

<第1期計画の見込量と実績量>

【年間】

サービスの種類		単位	年 度		
			H21	H22	H23
福祉ホーム事業	見込量	箇所	1	1	1
		人	4	4	4
	実績量	箇所	1	1	1
		人	4	3	3
訪問入浴サービス事業	見込量	箇所	1	1	1
		人	9	9	10
	実績量	箇所	1	1	1
		人	7	7	7
ボランティア活動支援事業	見込量	回	9	9	9
	実績量	回	9		
スポーツレクリエーション教室開催等事業	見込量	人	150	150	150
	実績量	人	211		
声の広報等発行事業	見込量	人	24	25	26
	実績量	人	18	15	17
手話奉仕員養成研修事業 (登録者数)	見込量	人	16	17	18
	実績量	人	15	15	12
自動車運転免許取得・改造 助成事業	見込量	件	8	8	8
	実績量	件	4	3	3
日中一時支援事業	見込量	人	100	105	110
		人日分	3,494	3,669	3,852
	実績量	人	105	132	140
		人日分	5,029	6,530	7,702

○ 日中一時支援事業において、全ての年度で見込量を大きく上回っています。障がい児を中心に夏休みなどの長期休暇中に利用が高いことが利用量の増加の要因として考えられます。

○ スポーツ・レクリエーション教室開催事業については、平成22年度から、三条市社会福祉協議会に事業を委託したため、平成22年度以降の実績量はありません。

また、ボランティア活動支援事業についても、平成22年度からは、別の補助事業で実施しているため、実績量の記載がありません。

<平成 24 年度から平成 26 年度の見込量>

【年間】

サービスの種類	単位	年 度		
		H24	H25	H26
福祉ホーム事業	箇所	1	1	1
	人	4	4	4
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1
	人	8	9	10
声の広報等発行事業	人	19	21	23
手話奉仕員養成研修事業（登録者数）	人	13	14	15
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	5	5	5
日中一時支援事業	人	149	158	167
	人日分	8,148	8,594	9,040

- 第2期の見込量の設定に当たっては、日中一時支援事業については、障がい児を中心に利用のニーズが高く利用量の増加が見込まれることから、直近の実績量を目安に補正を行い、それを増やしていく方向で設定します。
- また、その他のサービスについては、直近の実績量を目安に補正を行い、設定します。

## ② サービス確保の方策

サービスの種類	サービス確保の方策
福祉ホーム事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の移行計画を見据えながら、事業の実施主体である新潟県と連携を十分にとり、現在のサービス提供体制の維持に努めます。</li> </ul>
訪問入浴サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■当市のこれまでの取組を継続させ、ニーズに対応します。</li> </ul>
ボランティア活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■精神保健福祉ボランティア講座、精神保健福祉ボランティア研修会を引き続き実施するとともに、講座修了者が集う機会を提供し、ボランティアの育成を行います。</li> </ul>
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■スポーツ教室やスポーツ大会を委託により開催し、障がい者スポーツを推進します。</li> </ul>
声の広報等発行事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■当市のこれまでの取組を継続させ、ニーズに対応します。</li> </ul>
手話奉仕員養成研修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■手話通訳養成講座を委託により開催し、奉仕員の養成に努めます。</li> </ul>
自動車運転免許取得・改造助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■当市のこれまでの取組を継続させ、ニーズに対応します。</li> </ul>
日中一時支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ニーズを踏まえ、十分なサービス提供ができるよう、事業者と連携しながら、サービスの確保に努めます。</li> </ul>

### 3 自立支援協議会とその在り方

---

障がい者が地域において自立した日常生活、社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの利用などをコーディネートする相談支援体制の構築が不可欠です。そのため、相談支援をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす「自立支援協議会」の機能を充実させていく必要があります。

#### (1) 三条市地域自立支援協議会の位置付け

- 自立支援協議会とは、平成23年12月に公布されたつなぎ法第89条の2において、「地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会を置くことができる」と定められています（平成24年4月1日施行）。
- 当市の場合、三条市地域自立支援協議会設置要綱において、「三条市地域自立支援協議会」を障害者基本法に基づく地方障害者施策推進協議会として、位置付けています。地方障害者施策推進協議会は、市長の諮問等に応じて障がい者計画や障がい者施策などの調査審議を行います。

#### (2) 三条市地域自立支援協議会の目的

三条市に居住する障がい者や障がい児が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されています。

#### (3) 三条市地域自立支援協議会の役割

次のことについて協議を行います。

- ・ 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること
- ・ 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること
- ・ 地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- ・ 相談支援事業機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること
- ・ 三条市障がい者計画及び障がい福祉計画の評価及び見直しに関すること
- ・ その他地域の障がい福祉に関して必要な事項

#### (4) 三条市地域自立支援協議会の委員構成

次に掲げる方の中から15人以内の委員で構成されます。

- ・ 学識経験者
- ・ 相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者
- ・ 保健・教育・雇用機関の関係者
- ・ 障がい福祉関係団体

## IV サービス見込量（再掲）

### 1 障がい福祉サービス

【1か月当たり】

サービスの種類	単位	年 度		
		H24	H25	H26
居宅介護	時間分	2,160	2,310	2,460
	人	144	154	164
重度訪問介護	時間分	360	360	360
	人	3	3	3
行動援護	時間分	20	20	20
	人	5	5	5
重度障がい者等包括支援	時間分	180	180	180
	人	1	1	1
同行援護	時間分	70	91	112
	人	10	13	16
生活介護	人日分	2,898	2,988	3,060
	人	161	166	170
自立訓練（機能訓練）	人日分	50	50	50
	人	5	5	5
自立訓練（生活訓練）	人日分	1,514	1,634	1,714
	人	70	76	80
就労移行支援	人日分	560	660	780
	人	28	33	39
就労継続支援（A型）	人日分	384	496	624
	人	24	31	39
就労継続支援（B型）	人日分	2,717	2,812	2,907
	人	143	148	153

（この表は次ページに続きます。）

【1か月当たり】

サービスの種類	単位	年 度		
		H24	H25	H26
療養介護	人	22	23	24
短期入所（ショートステイ）	人日分	370	390	410
	人	38	40	42
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	人	45	55	68
施設入所支援	人	102	99	93
計画相談支援	人	41	116	195
地域相談支援（地域移行支援）	人	8	18	28
地域相談支援（地域定着支援）	人	30	43	57

※ 単位：時間分……………利用時間                      人……………利用者数  
           人日分……………延利用者数

## 2 地域生活支援事業

### (1) 必須サービス

【年間】

サービスの種類			単位	年 度		
				H24	H25	H26
相談支援事業	相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	5	5	5
		地域自立支援協議会	箇所	1	1	1
	市町村相談支援事業機能強化事業		箇所	0	0	0
	住居入居等支援事業		箇所	0	0	0
	成年後見制度利用支援事業		箇所	1	1	1
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業 (設置者数)		人	1	1	1
	手話通訳者派遣事業		人	20	20	20
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援事業		件	14	14	14
	自立生活支援用具		件	12	12	12
	在宅療養等支援用具		件	19	19	19
	情報・意思疎通支援用具		件	11	11	11
	排せつ管理支援用具		件	1,921	1,955	1,989
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		件	3	3	3
移動支援事業			人	82	84	87
			延時間	4,654	4,794	4,938

(この表は次ページに続きます。)

【年間】

サービスの種類		単位	年 度		
			H24	H25	H26
地域活動支援センター	基礎的事業（自市町村）	箇所	2	2	2
		人	20	20	20
	基礎的事業（他市町村）	箇所	0	0	0
		人	0	0	0
	機能強化事業（自市町村）	箇所	4	3	3
		人	120	105	105
	機能強化事業（他市町村）	箇所	2	2	2
		人	3	3	3

## （２） 任意サービス

【年間】

サービスの種類		単位	年 度		
			H24	H25	H26
福祉ホーム事業	箇所	1	1	1	
	人	4	4	4	
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1	
	人	8	9	10	
声の広報等発行事業	人	19	21	23	
手話奉仕員養成研修事業（登録者数）	人	13	14	15	
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	5	5	5	
日中一時支援事業	人	149	158	167	
	人日分	8,148	8,594	9,040	

※ 単位：箇所……………箇所数  
 件……………利用件数

人……………利用者数  
 人日分……………延利用者数

# 資料編

## 1

## 障がい福祉サービス一覧

## (1) 訪問系サービス

サービスの種類	事業の内容
居宅介護（ホームヘルプ）	■居宅での入浴、排せつ、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	■重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障がい者に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に行います。
同行援護	■視覚障がいにより、移動に著しい困難を要する方に、移動及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排泄・食事などの介護）を行います。
行動援護	■重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を行います。
重度障がい者等包括支援	■常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス利用計画に基づき複数のサービスを包括的に行います。

## (2) 日中活動系サービス

サービスの種類	事業の内容
生活介護	<p>■ 常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排せつ、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。</p>
自立訓練（機能訓練）	<p>■ 身体障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練等を行います。</p>
自立訓練（生活訓練）	<p>■ 知的障がい者や精神障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p>
就労移行支援	<p>■ 就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。</p>
就労継続支援（A型）	<p>■ 通常の事業所で雇用されることが困難な障がい者に、雇用を伴う就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。</p>
就労継続支援（B型）	<p>■ 通常の事業所で雇用されることが困難な障がい者に、雇用を伴わない就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。</p>
療養介護	<p>■ 医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。</p>
児童デイサービス	<p>■ 発達に遅れがある児童に対し、日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの援助を行います。</p>
短期入所（ショートステイ）	<p>■ 介護者の病気などによって短期間の入所が必要な方に、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。</p>

### (3) 居住系サービス

サービスの種類	事業の内容
共同生活援助 (グループホーム)	■共同生活を営むのに支障のない知的障がい者又は精神障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談や食事提供等の支援を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	■介護を要する知的障がい者又は精神障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居で入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
施設入所支援	■施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

### (4) 計画相談支援・地域相談支援（地域移行・地域定着）

サービスの種類	事業の内容
計画相談支援	■障がい福祉サービスを利用する障がい者に対して、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成と、一定期間ごとに検証（モニタリング）を行い、その結果を勘案して計画の見直しを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	■障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者が地域へ移行する場合に、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	■居宅に置いて単身等で生活する障がい者に対し、情事の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して緊急の事態等において相談、緊急訪問等を行います。

## 2

## 地域生活支援事業一覧

## (1) 必須サービス

サービスの種類		事業の内容
相談支援事業	障がい者相談支援事業	■障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供、助言をはじめ、障がい福祉サービス等の利用支援、関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などを行います。
	地域自立支援協議会	■相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場であり、委託相談支援事業者の運営評価、困難事例の対応の在り方に関する協議及び調整などを行います。
	市町村相談支援機能強化事業	■市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。
	住宅入居等支援事業	■賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障がい者に対して、相談・助言、入居後の緊急時の対応等各種支援を行います。
	成年後見制度利用支援事業	■知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な方について、障がい者福祉サービスの利用契約の締結などが適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を促進します。
コミュニケーション支援事業	■手話通訳者の派遣等により、聴覚、音声・言語機能障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方との意思疎通を仲介します。	
日常生活用具給付等事業	■重度障がい者の日常生活上の便宜を図るため、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具を給付又は貸与します。	
移動支援事業	■屋外での移動が困難な障がい者の、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出を支援します。	
地域活動支援センター事業	■障がい者などが創作活動や生産活動を行い、地域社会との交流を促進する場と機会の提供を行います。	

## (2) 任意サービス

サービスの種類	事業の内容
福祉ホーム事業	<p>■地域において住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。</p>
訪問入浴サービス事業	<p>■自宅以外で入浴が困難な重度身体障がい者の居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。</p>
ボランティア活動支援事業	<p>■障がい者及びその家族などの団体が行うボランティア活動に対し、情報提供などの支援を行います。</p>
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	<p>■障がい者の体力増強、交流、余暇などに資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室やスポーツ大会を開催します。</p>
声の広報等発行事業	<p>■文字による情報入手が困難な障がい者に、市の広報紙などの情報を音声訳により定期的に提供します。</p>
手話奉仕員養成研修事業	<p>■聴覚、音声、言語機能障がい者との交流活動の促進等の支援者として手話通訳奉仕員を養成します。</p>
自動車運転免許取得・改造助成事業	<p>■社会活動への参加を促進するため、障がい状況により自動車運転免許取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。</p>
日中一時支援事業	<p>■家族の就労支援、一時的な休息を目的として、障がい者などに日中の活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練などを行います。</p>

## 三条市地域自立支援協議会設置要綱

## (設置)

第1条 三条市に居住する障がい者及び障がい児（以下「障がい者」という。）が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、三条市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援事業機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (6) 三条市障がい者計画及び障がい福祉計画の評価及び見直しに関すること。
- (7) その他地域の障がい福祉に関して必要な事項

## (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・教育・雇用機関の関係者
- (4) 障がい福祉関係団体

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

## 4

## 三条市地域自立支援協議会委員名簿

【平成23年3月1日 現在】

No.	区分	所属等	氏名
1	学識経験者	新潟医療福祉大学 地域連携担当副学長兼社会福祉学部長	◎丸田秋男
2	相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者	障がい者就業・生活支援センターハート主任 兼相談支援専門員	高井 滋
3		障がい福祉サービス事業所ピュアハウス管理者兼 障がい福祉サービス事業所レストランひめさゆり 管理者	佐藤 忠雄
4		障がい福祉サービス事業さくらサービス管理 責任者	西 潟 浩 美
5		青空地域生活支援センター施設長 ともしび工房管理者	○猪山光政
6		三条公共職業安定所統括職業指導官	坂井 修
7	保健・教育・ 雇用機関の 関係者	三条地域振興局健康福祉環境部副部長	嶋田 成一
8		新潟県立月ヶ岡特別支援学校教諭	樋熊 則子
9		三条商工会議所常議員 三条商工会議所経営対策委員会委員長	小越 憲泰
10		社会福祉法人三条市社会福祉協議会 三条支所介護係長兼栄支所介護係長兼下田支所 介護係長	鍋嶋 弘樹
11	障がい福祉関 係団体	NPO三条市身体障害者福祉協会理事長	本田 佐敏
12		らいふ・すていしょん利用者	内山 美代子
13		ぴあのつどい代表	田中文子
14		三条地区自閉症児・者を育てる会	栗山 政子

◎ 会長 ○ 副会長

### 第3期三条市障がい福祉計画

- 発行 平成24年3月
- 発行・編集 三条市福祉保健部福祉課
- 住所 〒955-8686 新潟県三条市旭町2-3-1
- 電話 0256-34-5511（代表）
- FAX 0256-35-2150
- URL <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>